

こんにちは。中間市長の福田健次です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、最前線に対応しておられます医療従事者の皆さまに心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

さて、国では、令和3年2月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律」を施行し、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、下記事例のような差別的な取り扱いを受けることの無いよう、偏見や差別を防止するための規定を設けました。

【事例】

感染したことを理由に解雇される

回復しているのに出社を拒否される

病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される

感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する

感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する

無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される

本市も市民の皆様が感染予防対策を施しているにもかかわらず感染者の数は増え続けており、誰もがいつ新型コロナウイルスに感染するかもわからない状況であります。

また、どのような状況になろうとも偏見や差別は決して許されるものではありません。

市民の皆様ひとりひとりが差別や偏見を見抜き、許さない、市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を目指し人権が尊重される明るい社会を築いていきましょう。

令和3年2月19日

中間市長 福田 健次